**「ヘイトスピーチ規制」に反対する陳情**

年 月 日

先生

**（陳情の要旨）**

**ヘイトスピーチ規制法案は第二の人権侵害救済法案。「ヘイトスピーチ」の定義が恣意的に解釈され、国民の言論の自由が奪われる可能性が極めて高い、国政及び地方自治体におけるヘイトスピーチ規制法制定の動きに反対を申し上げます。**

最近、いわゆるヘイトスピーチ対策について、法規制などの対策を国に求める意見書の採択が全国各地の地方自治体でなされています。特に大阪市では、「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」制定の動きがあります。さらに国においては、法務省において「ヘイトスピーチを許さない」と題した広告が出されているほか、民主党がヘイトスピーチ規制に関する法案を国会で提出しようとしています。

我々移民・多文化共生政策に反対する日本国民の会 (愛称: 八重桜の会)においては、こうしたヘイトスピーチ規制の動きは、民主党政権時代に成立寸前となった「人権侵害救済法案」同様、恣意的な言論統制や日本国民の弾圧に繋がり国益を著しく害するものと考え、強く反対いたします。

**（陳情の理由）**

まず、ヘイトスピーチが何であるかという定義自体が決まっていません。大阪市のヘイトスピーチ規制条例案を例に挙げますと、市長が特定の機関(大阪市ヘイトスピーチ審査会)の意見を聞いて判断するとあります。ヘイトスピーチに関する具体的な定義がなく、かつその判断が特定の人物や機関に委ねられるという構図は、「人権侵害救済法案」と同様の仕組みであり、正当な政策議論や主張、犯罪行為への糾弾までもが「ヘイトスピーチ」とみなされ、処分される可能性を持ち合わせています。

現在、移民や難民、外国人労働者の受け入れが民族摩擦を招き、治安、社会秩序などに深刻な影響をもたらしているスウェーデンにおいては、「移民受け入れの弊害も考え、流入を制限すべき」といった、決して憎悪や感情に基づくとは言えないような主張まで、民族差別であるとみなされ、法的に言論を封殺されてきました。結果として、移民流入による様々な問題が今日より顕在化するまで、問題への対処を先送りさせてしまいました。英国やカナダなど諸外国では近年、ヘイトスピーチを規制する法案の廃止や緩和に乗り出しています。日本も自由主義国家の一つとして、言論・表現の自由を規制するべきではなく、個別の事例については現行法で十分対処可能であると考えます。

**(ヘイトスピーチの定義)**

法務省の「ヘイトスピーチを許さない」と題した広告が公表された後、同省の人権擁護局に一般国民有志が問い合わせをしたところ、「ヘイトスピーチの定義は決まっていない」「何が差別的表現か個別には答えられない」という答えが返ってきました。大阪市においても同様の回答です。

定義が定まっていないにもかかわらず、誰が誰に対して行った行為がヘイトスピーチであるかも定まらないまま、国民の税金を使用した宣伝がなされたり、条例が制定されようとしているのが現状なのです。

**(人権侵害救済法案との類似性)**

また、大阪市のヘイトスピーチ規制条例においては、市長が「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聞いたうえで、該当する表現活動を行った者の氏名・住所などを公表できるとしています。

かつて民主党政権時において、「人権侵害救済法案」が閣議決定され、国会でも成立の寸前となったことがあります。その際の法案においても、「人権」の定義が曖昧であり、かつ法務省の新たな人権救済機関(三条委員会)が定義を解釈するとされました。この構図は、今回のヘイトスピーチ規制条例と酷似しており、例えば日本人が外国人に対して行う特定の表現はヘイトスピーチとみなされるが、同様の表現を外国人が日本人に行ってもみなされないなど、恣意的な運用が可能となってしまうのではないでしょうか。

**（欧州におけるヘイトスピーチ規制の弊害）**

欧州各国では労働力不足の解消などを理由に数十年前から移民や外国人労働者を受け入れていますが、それに伴いメリットをはるかに上回る問題が明らかになり始めており、様々な社会問題が深刻化しています。例えば欧州に渡航した中東やアフリカ諸国からの移民は移住先の文化や習慣に同化することなく、教会を改装したモスクを次々と建立し、家族や親戚を次々と呼び寄せ、「ここはイスラム法が適用される地域だ」と街を占拠し、移住先の国民と同じ社会保障の権利を要求するなど、現地の秩序や社会制度を揺るがすような事態となっています。移民に社会保障を提供した国においては、高齢化した移民の社会保障費が財政を圧迫しているほか、移民が自国民の出生率を大幅に上回るため、近いうちに自国民が移民に対して少数派となると予想される国々も多く、「2050年頃欧州はキリスト教文明圏ではなくイスラム教圏になってしまう」 と予測する向きさえあります。英国やフランスなどで、現在移民受け入れの制限を掲げる政党が躍進していますが、日本のマスメディアが伝えるようなポピュリズムだけが原因ではなく、こうした一連の移民政策による弊害が顕在化してきていることも大きな理由なのではないでしょうか。

欧州各国がこうした問題が顕在化する前に対策に着手するのが大幅に遅れた理由の一つがヘイトスピーチ規制です。たとえば、欧州の中でも特に移民や外国人労働者に寛容とされているスウェーデンでは、最近、「強姦による犯罪が多発しているのは、イスラム移民の大量流入が原因である」と発言したある政治家が、犯罪統計などから事実であることが明らかにもかかわらず、「ヘイトスピーチ」とみなされ有罪となりました。裁判所は、「発言内容、犯罪統計の真偽は関係ない。イスラム移民への潜在的差別に当たる」とコメントしています。さらに、移民流入に否定的な意見、特にインターネット上の意見を有罪にしやすくする法律が、移民受け入れに積極的な政府によって制定されました。(英国の有名作家パット・コンデル氏より) これは、政府による国民への恣意的な言論統制ではないでしょうか。スウェーデン同様、大量の移民や難民の受け入れを行ったデンマークでは、外国人と自国民との軋轢が増え、いわゆる「郷に入れば郷に従え」という主張をする国民が増えましたが、彼らはたとえ「受け入れている外国人の数が多すぎるので制限すべき」といった主張までも、マスコミや当時の社会的風潮から「人種差別者」とみなされ職を失うなどしたため、90年代を通して外国人受け入れに誰も異を唱えることができなくなり、結果的にムハンマド風刺画事件に代表されるようなさらなる軋轢へと繋がっていきました。このように「ヘイトスピーチ」の定義が曖昧なまま事実の主張や政策への批判までもが「ヘイトスピーチ」の名のもとに封殺された結果、まともな政策議論が行われなくなり、問題が先送りされ、国の形を毀損するほどの深刻な事態となっています。

**(ヘイトスピーチ規制撤廃・緩和に踏み切る諸外国)**

こうしたヘイトスピーチ規制の弊害が顕在化する中、豪州では先住民への政策を「特権」と指摘したコラムの執筆者が裁判で敗れたことを国民が疑問視し、規制の根拠であった人種差別禁止法の改正論議が沸騰、昨年に入り政府が改正案を公表しました。これまでは発言の受け手が差別と感じるだけでヘイトスピーチと認められていたのが、 改正案では社会常識に照らして脅迫などにあたる表現のみが規制されるようになりました。[[1]](#footnote-1)

さらにカナダでも、他文化に対する批評までもがヘイトスピーチとして訴えられる事態が続発したため、2013年に人権法の条文廃止が決定しました。[[2]](#footnote-2)英国でも、ヘイトスピーチ規制緩和・廃止の方向に動いています。

日本のマスメディアにおいてはこうした事実は報道されていませんが、注目すべきは、これらの国々は欧米の先進国であり、「ヘイトスピーチ規制は世界的な流れ」「ヘイトスピーチは規制するのが今や先進国の常識」といった、一部の言論人の主張は、最新の世界情勢からは乖離していると言わざるを得ません。

(日本への適用)

歴史的にも多民族国家の国が多く、また移民を大勢受け入れている欧米と違い、日本では上記のような弊害は起こりにくいという意見もあるかもしれません。しかし、現在日本各所で検討されているヘイトスピーチ規制案や条例案について、恣意的な運用が可能である以上、 スウェーデンで起きたようなことと同様の言論統制に繋がる懸念は大いにあります。 例えば最近政府によって検討・推進されようとしている外国人労働者の受け入れ緩和や、全国の自治体で進められている多文化共生政策の弊害について、国益の観点から批判する意見が、一律に「ヘイトスピーチである」とみなされてしまう可能性はないのでしょうか。一昨年９月、NHKは、「東京の韓国学校無償化に反対するデモ」を「ヘイトスピーチ」として報道しました。また、民主党の有田芳生議員は、領土奪還や拉致被害者の奪還を訴えるデモなども、「ヘイトスピーチ」と呼んでいます。これらはいずれも日本国民の真面目な意見を訴えるデモであり、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は行われていませんでした。もし特定の勢力や国に都合の悪いことが「ヘイトスピーチ」と認定されてしまうことが許されるような規制が実現してしまったら、スウェーデン同様、まともな政策論議すらできなくなってしまい、国益にかかわる問題を先送り・深刻化させ、場合によっては日本の主権や日本国民が憲法で保障されている権利を守ることすら憚られる結果となり、将来の世代にも大きなつけを残すことになってしまうのではないでしょうか。

**(終わりに)**

よく記者から国会議員に対して「ヘイトスピーチについて」質問する場面が見られますが、「ヘイトスピーチは結構なことだ」と答える先生はまずいないでしょう。しかしヘイトスピーチの定義は定まっていないのが現状であり、恣意的な運用が可能な規制によって国民の言論が制限され、結果として健全な政策議論が公権力によって阻害され、先送りされ、結果として国益を毀損する可能性が高いことは、欧米各国の事例および近年のヘイトスピーチ規制見直し論議を見ても明らかです。

どうか、先生におかれましても、この問題の重要性および地方自治体における現状をご認識いただき、仮に国会にてヘイトスピーチ規制法案が提出された場合には反対されることをお願い申し上げ、ここに陳情いたします。

(住所・名前・押印)

1. <https://www.reconciliation.org.au/wp-content/uploads/2014/04/RASubmission_RDA_amendments_30April2014.pdf> [↑](#footnote-ref-1)
2. <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/page-153.html?texthighlight=318#s-319> [↑](#footnote-ref-2)